

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第1節 環境施策の推進

現状と課題

本市は、南房総国定公園、県立養老渓谷奥清澄自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されるとともに、海山問わず豊かな自然・景勝地に恵まれています。これらを快適で豊かな市民生活の源泉として、また重要な観光・交流資源として、大切に守り育んでいくためには、総合的かつ計画的な取組が求められています。

また、大気汚染の広がりや、地球温暖化に伴う異常気象による被害など、環境問題は市民生活にも直接的な影響を与えるに至っています。

これに伴い、本市においても、安心・安全で快適な生活を確保するため、大気・水質等の身近な生活環境に関する調査について、継続して取り組みつつ、更なる環境美化に向けた啓発や市民活動への支援に力を入れていく必要があります。

加えて、地球の温暖化を防止するため、SDGs^{*}の理念も踏まえ、温室効果ガス^{*}排出量削減にも取り組みます。

基本方針

環境基本計画に基づき、豊かな自然を守り育て、地球環境の保全に貢献するまちー未来を担う子どもたちが誇りを持てるまちにーを目指して、地球温暖化対策の推進、大気・水質をはじめとする生活環境の保全、豊かな自然環境や景観の保護・保全などに関する取組を進めています。

また、環境美化に関する意識啓発等にも積極的に取り組み、地域の環境保全に関して、市民、事業者、行政が連携しながら施策を推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「公害防止等の環境保全施策の推進」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	24.4% (令和元年度)	19.5%	
不法投棄物の年間撤去量	8.72t (令和元年度)	6.41t	
住宅用省エネルギー等設備の申請基数（累計）	102 件 (令和元年度)	212 件	平成 26 年度からの累計 ※総合戦略 KPI

施策・事業内容

○環境施策全般の総合的な推進

- * 環境の保全等に関する施策の推進を図るために策定した環境基本計画の各種事業について、全体的な進行管理を行い、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- * 環境保全等の施策の推進を図るため、環境審議会において環境保全等に関する基本的事項等を調査・審議します。

○地球温暖化対策の推進

- * 地球温暖化対策実行計画に基づく市役所内の取組を推進し、温室効果ガス^{*}の排出削減を図ります。
- * 家庭における省エネルギーの推進や温室効果ガス^{*}発生を抑制するため、住宅用省エネルギー設備の設置に対する補助を行います。
- * 公用車の更新や導入の際、低公害車^{*}や低燃費自動車^{*}を購入し、地球温暖化対策の推進や省エネルギーの推進を図ります。

○生活環境の保全施策の推進

- * 自動車騒音など生活環境の安全性・快適性に関する監視を系統立てて実施するとともに、その結果等を公表します。
- * 大気・水質等身近な生活環境の保全を目指し、ダイオキシン類調査及び河川等水質検査を実施し、その結果を公表します。

○自然環境・景観の保護・保全施策の推進

- * 土砂等の埋立てなどによる土壤汚染及び災害発生を未然に防止し、市民生活の安全確保と生活環境の保全を図るため、小規模埋立てに関する許可審査及び適切な監視指導を行います。
- * 主要な不法投棄箇所に監視用カメラを設けるとともに、不法投棄監視員及び環境監視員の連携監視など監視体制の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます。

○環境美化に関する啓発活動等の推進

- * 地域の自発的な美化活動や、よりよい生活環境づくりを目指した活動を支援し、関係団体の支援・育成を図ります。また、花壇コンクールの開催や環境学習の場の提供を行い、環境美化の啓発を図ります。
- * ごみの適正処理、再資源化の啓発や市民の自主的な環境美化への意識の向上を図るため、市内全域を対象としたごみゼロ運動等を実施します。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第2節 公園・緑地の整備

現状と課題

公園や緑地は、市民のレクリエーション空間であるとともに、自然とのふれあいを提供するなど重要な役割を担っています。

市内には、12か所の市立公園と7か所の児童遊園のほか、「モミ・ツガのみち」など3ルートの首都圏自然歩道があります。

今後は、既存施設の適切な維持・管理に努めるとともに、多様化する利用者のニーズに合わせて、市民の生活に潤いを与える場として、さらには観光・交流のより一層の振興を支える場として、本市の特色をいかした公園の整備を進めていくことが求められています。

基本方針

生活の憩いの場としての身近な公園の適切な維持管理に努めるとともに、四季を通じて、豊かな自然と触れ合うことができる首都圏自然歩道の機能確保に引き続き努めます。

さらに、主要国道等の美化花壇の維持管理に努めます。

また、子ども達が身近な場所で安心して遊べる環境を確保するため、児童遊園の適切な維持・管理に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内の公園面積	178,449 m ² (令和元年度)	178,449 m ²	
「花壇の設置など環境美化の推進」に満足する市民の割合 (まちづくりアンケート調査)	41.0% (令和元年度)	50.0%	

施策・事業内容

○公園・緑地の整備

* 公園施設の改修や点検など適正な維持管理を行い、市民の憩いの場としての快適な空間の形成を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策13》

安心して遊べる、遊ばせられる環境を作るためにも、公園の整備・拡充を進めます。

* 児童遊園の遊具等の点検、修繕、更新を適切に行い、児童の身近な遊び場として、安心して安全に利用できる環境の整備を行います。

◆市民会議提案《第3分科会 施策13》

安心して遊べる、遊ばせられる環境を作るためにも、公園の整備・拡充を進めます。

○首都圏自然歩道の維持管理

* 四季を通じて豊かな自然に触れ合い、気軽に散策が楽しめる首都圏自然歩道の巡視と維持管理を適正に実施します。

○国道等美化花壇の整備

* 主要国道等の花壇の植栽と管理を年間を通して実施し、市民や来訪者に潤いの場を提供します。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第3節 環境衛生対策の充実

現状と課題

本市のごみ排出量は、近年は減少傾向にあるものの、1人1日当たり 1,149g で県の平均の 897g よりも多いことから、更なるごみの減量化と再資源化を図る必要があります。

また、ごみの処理施設・収集運搬体制については、現在、6市1町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）による広域廃棄物処理事業により、ごみ処理広域化事業の推進による新たな一般廃棄物処理体制の整備と、それまでの間の鴨川清掃センターの効率的な維持管理及び新たな一般廃棄物中継施設※の整備・運営を並行して取り組むことが求められます。

ごみの収集や処理方法について、大きな変化の時期を迎えることから、一層の減量化を推進し、効率的な施設運営に繋げるとともに、適正なごみ処理手数料についても検討する必要があります。

一方、し尿処理施設については、昭和 57 年 3 月に竣工して以来 38 年が経過し、主要処理施設の老朽化が顕著であるため、施設の更新を含めた検討が必要です。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、安房郡市広域市町村圏事務組合により運営されている火葬場施設の適正運用を確実に実施していくことが求められます。

基本方針

一般廃棄物処理基本計画に定めるごみ減量化目標の達成を目指し、分別排出の徹底やごみの減量化・資源化に努めることを基本として、中長期的視野の下、資源循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理広域化により、安定したサービスの提供と処理費用の削減を目指すとともに、一般廃棄物中継施設※の建設運営を円滑に行い、広域廃棄物処理施設稼働後に向けた収集運搬体制の構築に取り組みます。

また、衛生センターでは、過去3回にわたり大規模改良工事を実施して、長寿命化を図ってきました。しかし、生物処理槽などの主処理施設は、稼働させながらの大規模改修工事が困難であり、経年劣化が見受けられることから、更新を含めた検討を行い、し尿汚泥の安定的な収集・処理体制の構築を図ります。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、広域的に運用する火葬場の円滑な運営についても、確実かつ適正に維持していきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
1人1日当たりのごみ排出量	1,149g/人・日 (令和元年度)	850g/人・日	
リサイクル率	17.8% (令和元年度)	19.2%	

施策・事業内容

○ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実

- * ごみ集積場所に搬出されるごみの散乱防止のため、集積施設（集積かご）の整備に対する補助を行います。
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合により処理している、広域粗大ごみ処理施設を抜本的に見直します。
- * 廃止となった本市西江見のごみ焼却施設跡地については、地元や景観に配慮した管理を行うとともに、南房総市和田町の最終処分場の解体を行います。
- * 平成 30 年 4 月に発足した 6 市 1 町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）の協議会による広域廃棄物処理施設の整備事業について、環境影響調査※、造成・土木工事及びプラント工事等を行い、令和 9 年 4 月の操業開始を目指します。

- * 清掃センターの老朽化に対応するため、広域ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間による処理を実施するとともに、これに必要となる一般廃棄物中継施設※を整備・運用し、安定したごみ処理体制の確立を目指します。
- * 焼却施設等を安定的かつ経済的に稼働させるため、鴨川清掃センターの適切な維持管理を行い、令和4年上半期に新たな一般廃棄物中継施設※が稼働するまでは既存施設の焼却機能を維持し、以降は収集機能の拠点とします。
- * 市内のごみ収集業務を効率的に行うため、必要なごみの収集体制を維持・整備します。
- * 効率的なごみの収集体制を整備するため、収集運搬業務の委託を推進します。
- * 老朽化の著しい天津小湊清掃センターの解体に係る業務を実施します。
- * 天津小湊最終処分場の適切な維持管理を図ります。

○ごみの減量化、再資源化の推進

- * ごみ指定袋制度の運用により、処理費用負担の公平化やごみの減量化を図ります。
- * 収集したごみについて、資源物の有価物売却や民間委託による処理を行い、ごみの減量化・再資源化を図ります。
- * ごみの焼却処理から生じる飛灰の再資源化を行います。

○し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理

- * し尿収集運搬業務の安定的な体制を維持するため、し尿収集運搬業務の委託を実施します。
- * 安定したし尿等の処理や環境保全対策を行うため、衛生センターの老朽化に対応し、施設の更新などの検討を行います。

○火葬場の整備充実

- * 安房郡市広域市町村圏事務組合が広域的に運営する火葬場の適正な管理運営を行い、公衆衛生及び公共福祉の向上を図ります。

○公衆衛生対策の充実

- * 県や県獣医師会との連携の下、犬の所有者に対し、畜犬登録の促進や狂犬病予防注射を実施し、公衆衛生の向上を図ります。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第4節 消防・防災対策の充実

現状と課題

東日本大震災の発生後、市民の防災意識の高まりとともに、事前防災や減災に関する取組が強く求められており、いつ発生するか分からない大規模な自然災害に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが特に必要とされています。

さらには、近年、自然災害が頻発化・甚大化・多様化するとともに、大規模な事件・事故が頻発しており、特に、令和元年房総半島台風※等の発災以降は、停電対策や市民への情報伝達、避難所での感染症対策、食料や資材等の速やかな給与のための備蓄管理体制の見直し、今後追加される土砂災害警戒区域※内住民への対応など、新たに取り組むべき危機管理に関する課題も生じています。

これまで本市においては、市内各地域の様々な災害に対する脆弱性を評価した上で、地域防災計画を改定し、これに基づく防災マップの作成・戸別配布、津波避難ビルの指定や海拔表示看板等の設置、関係機関との連携による治山・治水対策などの取組を、大規模災害の発生に先立ち、優先度をつけて推進してきました。

しかし、我が国がおかれた地勢的状況は、多様かつ大規模な災害の発生を想定する必要があることから、求められる備えには限りがない一方、こうした施策を実施するための財源は限られています。

このため、中長期的な視野の下、引き続き優先度が高い施策からの確実な実施に努めることは当然ながら、今すぐにでも発生しうる大規模災害に備えるため、市民が、自らの生命及び生活を守ることができるように草の根レベルでの地域力の向上を促す取組を進め、これまで以上に災害に強い地域の創造を図っていく必要があります。

消防・救急体制については、現在、安房都市広域市町村圏事務組合により鴨川消防署、長狭分遣所、天津小湊分遣所が設置され、常備消防と救急業務が担われている一方、非常備消防として消防団が組織されています。

しかし、近年、消防団員の確保が困難になっていることから、新たな消防団員の確保や組織の総合的な見直しを図るとともに、市や関係機関はもちろんのこと、平時から地域住民も含めた相互の連携を深め、自然災害や特殊災害等の有事への対応の更なる充実を図ることが必要です。

基本方針

今後、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることや、近年の風水害の大規模化・頻発化などから、東日本大震災や令和元年房総半島台風※等の過去の災害から得られた経験を最大限に活用し、災害発生時、迅速かつ適切な対応を可能とするため、災害対策本部設置訓練の実施や、平時から関係機関との連携を密にするなど、危機管理体制の整備を図るとともに、災害用備蓄資機材等の充実を図ります。また、市民が情報をより得やすい環境の整備を図るため、防災情報伝達手段の多媒體化を進めます。

さらに、市民の自助、共助※の意識啓発や有事における避難等の迅速性・確実性を向上させる住民参加型の避難訓練、防災に関する出前講習、共助の基盤となる自主防災組織の育成、消防団との連携、災害ボランティア団体の育成といったソフト対策を、感染症対策も考慮しながら、関係機関との連携の下、継続的に実施し、災害発生時における被害の最小化を図ります。

広域的な消防・救急体制については、その更なる充実に向け、消防団員の活動環境の整備、消防団の持続可能なあり方の検討など、災害発生時に適切に対応できる動員体制を確保するとともに、治山・治水対策の計画的な実施を進め、災害に対して強靭性を持った地域づくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「自然災害に対する防災対策」において「不満」と回答した市民の割合（まちづくり）	17.4% (令和元年度)	10.0%	

アンケート調査)			
防災訓練等の年間参加者数	5,300人 (令和元年度)	5,300人	
防災に関する出前講習等の年間実施回数	10回 (令和元年度)	15回	

施策・事業内容

○防災対策の強化

* 災害時の人的被害の軽減を図るため、年間を通して様々な災害を想定した訓練や防災教室を実施します。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策1》
行政と市民の双方向で、防災情報の収集・発信を行う。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策2》
災害を自分ごととして捉え、危機意識の向上、防災に関する知識の習得を図る。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策3》
災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策10》
災害は誰にでも降りかかる可能性があるからこそ、近助・共助の意識付けを行う。

* 備蓄品の適正保管・管理及び災害時に被災した市民等への支援物資の給与など災害対応力と事前防災の強化のため、地域防災計画の備蓄目標に基づく備蓄食料や水等の整備・更新を行います。また、国土強靭化地域計画※（令和2年度策定）の更新も行います。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策3》
災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策5》
プロアクティブの原則※を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策6》
安心して避難できる避難所（公設）、避難場所の整備を進める。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策8》
一人でも多くの命を救うためにも、一日でも早く日常に戻るためにも、応急対応の体制を作る。

* 市社会福祉協議会が設置運営する災害ボランティア活動センターを支援し、災害時の迅速な復旧支援に取り組みます。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策9》
助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。

* 災害時に市が開設する避難所での避難生活が困難な要配慮者※に対して、福祉避難所※を開設します。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策5》
プロアクティブの原則※を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。

* 避難について特に支援が必要な方の名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有し、避難支援協力者※と連携し、迅速な避難ができるように取り組みます。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策5》
プロアクティブの原則※を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策9》
助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。
- ◆市民会議提案《第2分科会 施策6》
災害時に素早い移動が困難な方たちを地域の中にある移動手段を使って、安全

に避難させる。

- * 被害軽減のための事前の防災情報や、被災者の生活支援、早期復旧に資するための支援情報などを速やかに伝達するための取組を実施します。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策1》
行政と市民の双方向で、防災情報の収集・発信を行う。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策2》
災害を自己ごととして捉え、危機意識の向上、防災に関する知識の習得を図る。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策4》
災害時に冷静に判断し、行動するためにも、災害情報の収集と発信・情報共有体制の整備を進める。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策5》
プロアクティブの原則*を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策7》
被災者全員に行き届く、多様な支援情報の発信と共有体制を作る。

- * 発災時に備えた自主防災組織の防災力向上のため、組織活動に対する補助を行います。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策3》
災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策10》
災害は誰にでも降りかかる可能性があるからこそ、近助・共助の意識付けを行う。

- * 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民保護計画を更新します。

○高潮・津波・水害対策の推進

- * 自然災害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、河川の計画的な改修の実施と河川機能の維持を図ります。
- * 前原・横渚地区の浸水被害を解消するため、排水機場*の適正な維持管理を行います。
- * 高潮・津波被害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、市内3か所（内浦、湊、神明）の水門の適切な維持管理を実施します。

○土砂災害対策の推進

- * かけ崩れによる土砂災害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、関係機関と協力して急傾斜地対策事業の円滑な実施を図ります。
- * 山地災害や地すべりによる災害を未然に防ぎ、市民の生命・財産を守るため、治山・地すべり対策の充実を図ります。
- * 農業用ため池*・ダムに関する情報整理及び緊急時の体制構築、適正な施設機能を保全するための必要な事業を計画的に実施し、農業用水利の安定確保と防災対策の充実を図ります。

○消防・救急体制及び施設設備の整備

- * 安房都市広域市町村圏事務組合による常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。
- * 消防委員会議の開催や他市町との連携、協力体制の構築などにより、消防行政の円滑な運営を図ります。
- * 消防力の強化・充実を図るため、消防団車両の適切な維持管理と老朽化した車両の計画的な更新を行います。
- * 本市における消火活動や様々な災害への対応のため、消防団員の安全確保と機能強化を図ります。
- * 迅速かつ安定した消火活動を行うため、消防団詰所、消火栓及び防火水槽を適正に維持管理します。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第5節 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題

本市における交通事故発生件数は、減少傾向にあり、5年前と比較すると半数程度の水準となっています。また、近年問題となっている悪質な運転や、高齢者が関与するブレーキとアクセルの踏み間違えの事故件数は増加しているため、今後も高齢化が進んでいくと考えられる本市にとっても、引き続き高齢者等を対象とした交通安全施策の充実を図っていくことが必要です。

犯罪に関しては、近年、振り込め詐欺などの知的犯罪を中心に、その手口の巧妙化や広域化が進んでいます。

本市の犯罪発生件数は比較的少なく、また減少傾向にあるものの、犯罪の全国的な低年齢化・広域化から、子どもや高齢者等が被害者になる可能性も考えられるため、家庭や学校、地域との連携の下、規範意識・防犯意識の向上など、犯罪を未然に防止するための環境整備に市民と関係機関等が一体となって取り組むことが求められます。

基本方針

交通安全対策として、ガードレールやカーブミラーをはじめとする交通安全施設等の危険箇所への整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図るため、警察や交通安全協会、高齢者福祉団体等との連携の下、高齢者等の交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を未然に防止するための取組を強化します。

また、犯罪対策として、警察や地域防犯団体等との連携の下、防犯教育や啓発活動を推進するとともに、防犯灯の適正配置とLED化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
年間交通人身事故発生件数	91件 (令和元年)	81件	
年間犯罪発生件数	146件 (令和元年)	121件	

施策・事業内容

○交通安全対策の推進

- * 交通安全協会をはじめとした関係機関・団体と連携し、街頭監視や子どもや高齢者を対象とした交通安全教室、交通安全運動等の啓発を行い、交通事故の防止を図ります。
- * 高齢運転者による交通事故の抑制のため、運転免許証の自主返納を促す啓発活動に取り組みます。
- * 安全に通行・通学できる道路環境の確保と交通事故の防止を目指し、ガードレール、カーブミラー、区画線、道路照明、カラー舗装等の交通安全施設の整備・維持を行います。

○防犯対策の推進

- * 夜間の歩行者の安全確保と犯罪等被害の未然防止のため、市内に設置された防犯灯の適正な維持管理及び更新を行うとともに、地域と連携した防犯パトロールや非行防止パトロール等を実施します。防犯灯の更新に当たっては、経済性向上のため、LED化を進めています。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第6節 消費者対策の充実

現状と課題

生活様式の変化に伴い、消費者ニーズが多様化する中において、インターネットの普及による電子商取引等の拡大・浸透により、消費者の購買行動も大きく変化しています。

これに伴い、国民生活センターや消費生活センターに寄せられる相談としては、通信販売や、インターネットを介して提供を受けるデジタルコンテンツの契約に関する相談が増加しており、特にこれらについては、若年者と高齢者からの相談の増加が顕著となっています。

また、経済のグローバル化等により原材料の海外調達が進んでいることなどから、食品をはじめとする商品やサービスの安全性についても、正確かつ詳細にわたる商品情報や消費生活情報の提供が求められています。

こうした動向を踏まえ、本市でも、国・県、国民生活センター、その他関係団体と連携しながら、消費者問題の被害者の救済に向けて市民目線で取り組むとともに、被害の未然防止や再発・拡大防止のため、消費者自らが消費生活に関する知識、情報を取得できるよう、積極的に関係情報の周知を図る必要があります。

基本方針

生活していく上で欠かすことのできない消費活動において、安心・安全な環境を整備するため、商品の品質表示等の監視体制の強化を図るとともに、多様化する相談内容に適切に対応するため、国・県等との連携の下、身近な相談体制の充実を図ります。

また、消費者情報パンフレットの配布や広報誌への記事掲載、消費生活に関する無料相談などの取組を通して、消費者被害を未然に防止するための情報提供・啓発活動に取り組みます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「消費者トラブルや悪質商法等への対応の充実」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	14.3% (令和元年度)	12.4%	

施策・事業内容

○消費生活の安定と充実

- * 不当表示、不良商品、欠陥不公正販売などを未然に防止し、消費生活の安定を図るため、店舗への立ち入り検査を実施し、消費生活用製品、家庭用品、電気用品、特定液化石油ガス器具等の品質表示等の監視を強化します。

○消費生活相談の充実及び情報の提供

- * 消費生活のトラブルに対応するため、消費生活相談や法律の専門家による無料相談を実施するとともに、消費者情報パンフレットの配布や広報誌等を通じて情報の提供に努めます。
- * 消費生活に関する被害の未然防止・拡大防止のため、国や県、関係団体と連携し、学校や地域などの様々な場面で行われる消費者教育・学習において、若年者や高齢者など年齢層に応じた啓発活動を行います。